

品確法改正と総合評価落札方式

平成26年10月22日

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術開発調整官

浅古 勝久

1. 公共調達における基本的な枠組み
2. 建設生産システムの現状と品確法の改正
3. 関東地方整備局における平成26年度の入札
 - 契約方針

1. 公共調達における基本的な枠組み

公共調達における基本的な枠組み

公共調達に係る基本的な枠組みについては、国においては会計法で、地方公共団体においては地方自治法で規定されており、概要は以下のとおり。

競争入札

1. 契約の性質等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされている。
特に、会計法においては一般競争入札が原則とされている。
2. 競争参加資格については、必要に応じ発注者が定めることができるとされている。

最低価格自動落札

1. 最高又は最低の入札で入札した者を、契約の相手方とすることとされている。
2. 落札者となるべき価格の入札が複数あるときは、くじで落札者を決定することとされている。
3. この原則の例外として右の事項がある。

予定価格制度(上限拘束性)

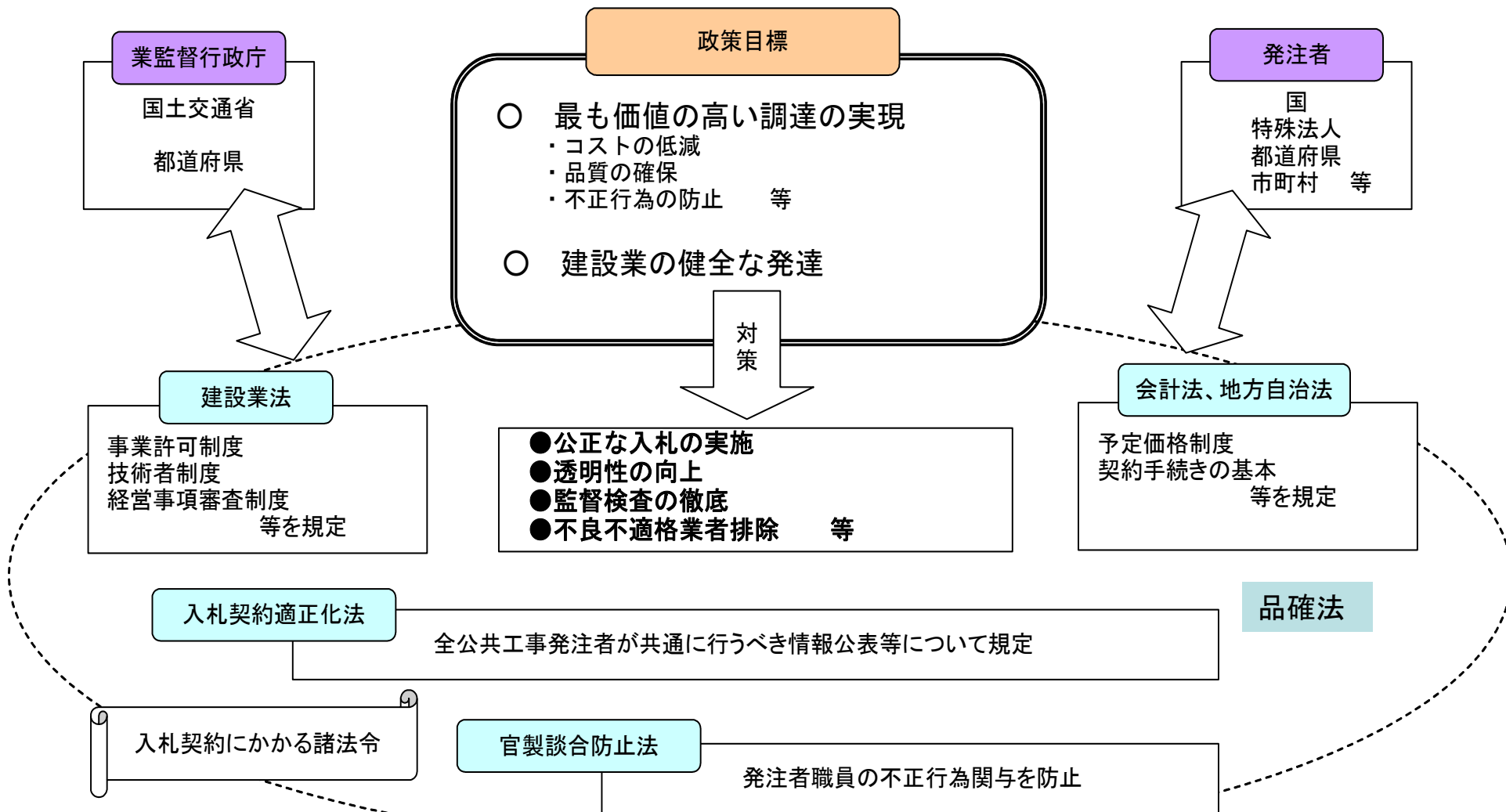
1. 予定価格の制限の範囲で入札した者でなければ、契約の相手方とはできない。総合評価を行った場合でも同様。
2. 会計法においては、予定価格を秘匿して入札を行うこととされている。

最低価格自動落札の例外

- ① **総合評価制度**
契約の性質に応じ、価格その他の条件が最も有利な者と契約することができる。なお、国にあってはあらかじめ財務大臣と協議を行う必要がある。
- ② **低入札価格調査制度**
契約の相手方となるべき者の入札価格が、一定水準以下の価格である場合には、適切な履行が可能かどうか調査を行い、調査の結果に応じ、次順位者と契約することができる。
- ③ **最低制限価格制度**
地方公共団体においては、必要に応じ最低制限価格を設定することができる。

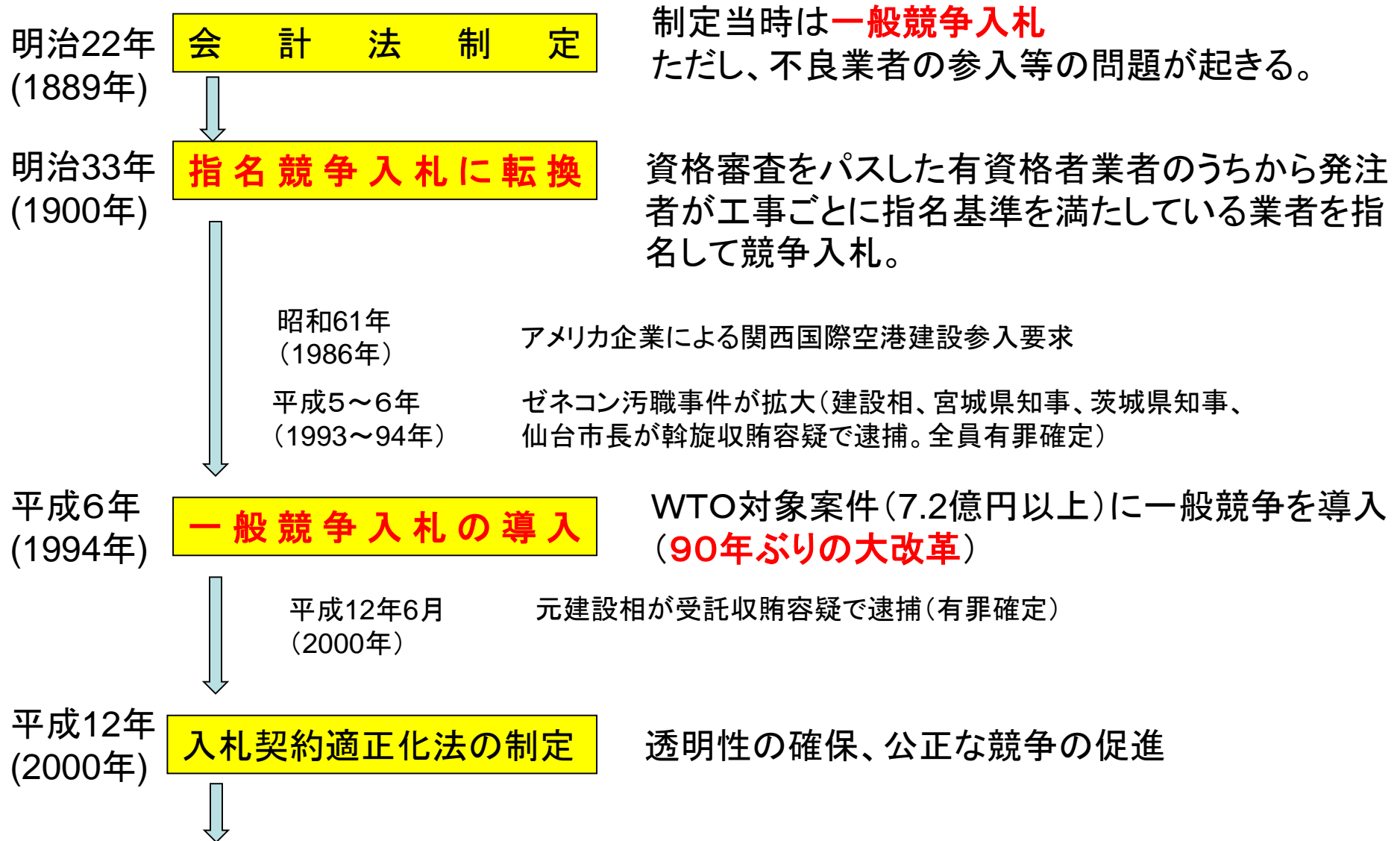
公共工事の入札契約をめぐる制度体系

基本的には、会計法又は地方自治法、建設業法が発注者、建設業者のそれぞれを規律している。
このほかに、入札契約の適正化の観点から入札契約適正化法などが制定されている。



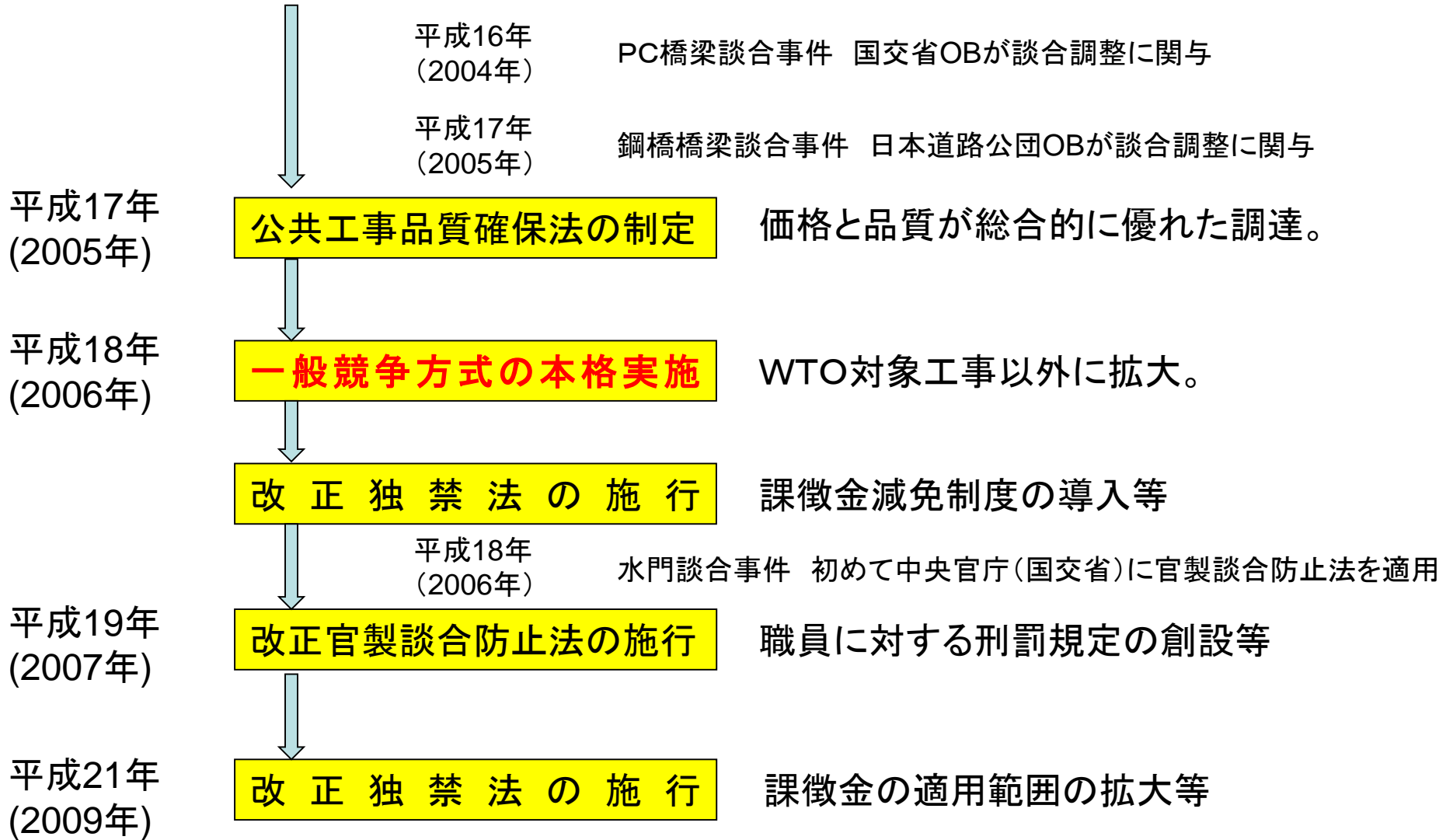
入札・契約制度の変遷 ①

沿革と背景



入札・契約制度の変遷 ②

沿革

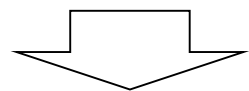


「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.3.31成立)

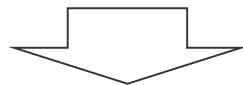
**1. 公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の責務の
明確化**



公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記

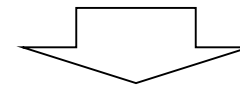
(第3条第2項)

**2. 『価格のみ競争』から
『価格と品質で総合的に
優れた調達』への転換**



- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- ・技術提案を求める入札(第12条)
- ・技術提案についての改善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

**3. 発注者をサポートする
仕組みの明確化**



外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

公共工事の品質確保の促進に関する法律のポイント

- 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- 『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換
- 発注者をサポートする仕組みの明確化

国の責務(法第4条)

国は、前条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する

基本理念(法第3条)〈概要〉

公共工事の品質は、次の①～③により確保されなければならない。

- ①国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすこと。
- ②経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされること。
- ③より適切な技術又は工夫。

公共事業の品質の確保に当たっては、次の④～⑦が図られるよう配慮されなければならない。

- ④受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札・契約の適正化。
- ⑤民間事業者の能力が活用。
- ⑥発注者と受注者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行等。
- ⑦公共工事に関する調査及び設計の品質が確保。

価格競争から総合評価へ

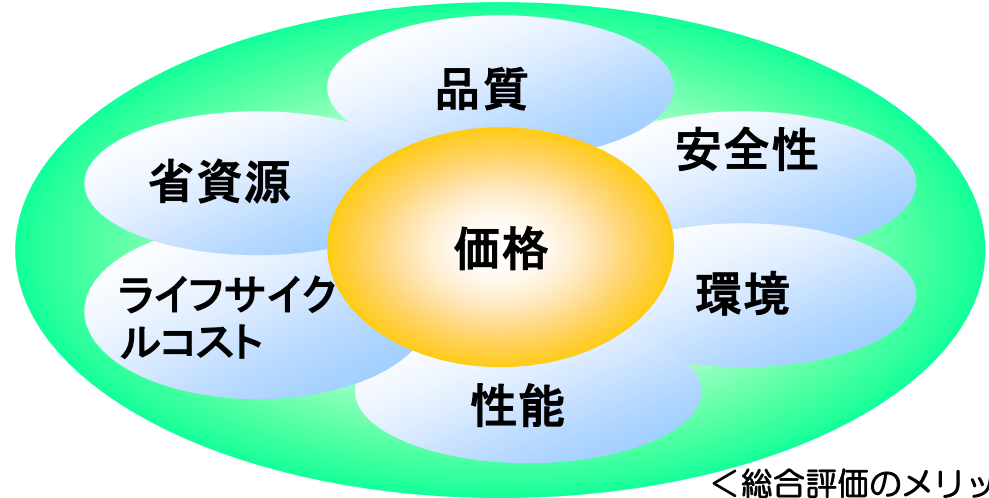
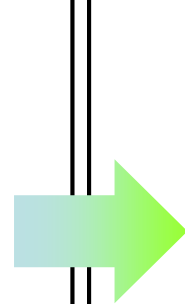
総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった**価格以外の要素を含めて評価する落札方法**です。

※「**品質**」とは**工事目的物の品質はもとより、**工事中の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実段階における特性、つまり**工事そのものの質も**含まれています。

「従来方式」



「総合評価方式」



- ◆仕様を規定し、「**価格**」による**自動落札**
- ◆標準的な技術に基づく、「**価格**」競争

- ◆トータルコストを削減
- ◆工事中の渋滞緩和
- ◆住環境の保全
- ◆利用者の満足度向上
- ◆確実な施工 など

- ①**公共工事自体の品質向上**
- ②**事前に課題を把握し、周辺住民等への迷惑を減少**
- ③**建設業者の育成・技術力の向上**

総合評価方式の適用のねらい

○技術的能力を有する者が施工することにより、**工事品質の確保・向上**が図られる。

- ・工事目的物の性能の向上
- ・長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
- ・交通渋滞対策・環境対策
- ・事業効果の早期発現 等

○民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、**技術と経営に優れた健全な建設業が育成**される。

○価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、**談合が行われにくい環境が整備**される。

総合評価の代表的な方法

①除算方式(地方整備局)

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

※ 技術評価点 = 標準点 + 加算点

標準点は通常100点(技術提案が適切でない場合は標準点を与えない)

標準的な加算点

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
簡易型	10~30点	10~50点
標準型	10~50点	10~70点
高度技術提案型	50点~	—

※ 施工体制確認型の場合は、加算点のほか「施工体制評価点」30点を技術評価点に追加設定

②加算方式(県・市町村で多く使用)

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

国土交通省における入札・契約制度改革の取り組み ～価格と品質が総合的に優れた調達～

総合評価落札方式の拡充

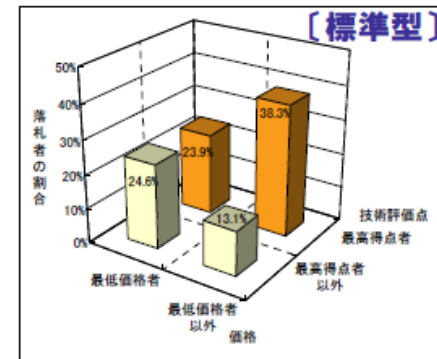
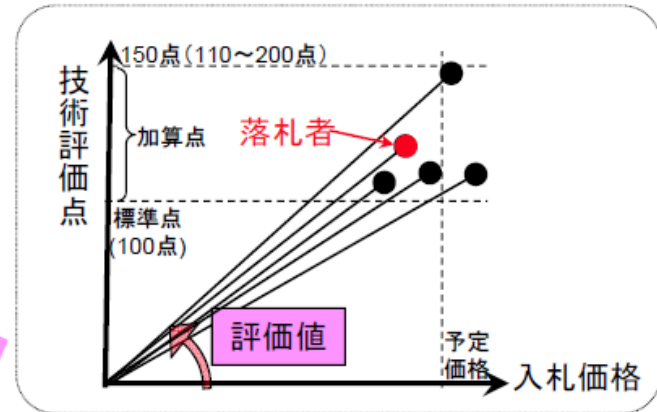
(工事)総合評価落札方式の概要

◆総合評価落札方式の評価方法

技術提案者(入札参加者)の中から**評価値**が最大の者を契約の相手方として決定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 技術評価項目
- 技術提案
 - 工事の施工能力等
 - 地域精通度・地域貢献度等



【参考】落札者の内訳(平成20年度)

【想定される技術提案項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など

公共工事における技術力の評価・活用

技術的能力の審査

有資格業者名簿登録

技術的な工夫の余地が小さい

技術的な工夫の余地が大きい

(特に小規模な工事)

一般的な工事

施工上の工夫等一般的な
技術提案
を求める

高度な技術や優れた工
夫を含む技術
提案を求める

個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験
- ・簡易な施工計画
- ・必要に応じ、配置予定技術者のヒアリング

技術力を評価

- ・施工計画(施工手順・工期)、品質管理(確認頻度、方法)
- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験・成績 等

高度な技術力を審査・評価

- ・施工上の提案
- 〔 安全対策、環境への影響、工期の縮減 等 〕

高度な技術力を審査・評価

- ・構造物の品質の向上を図る提案
- 〔 強度、耐久性、景観、ライフサイクルコスト 等 〕

技術提案の審査・評価

技術提案の改善

予定価格の作成

価格競争

総合評価
(簡易型)

総合評価
(標準型)

総合評価
(高度技術提案型)

受注・竣工

工事成績評価

工事発注における
審査・評価に反映

工事の施工履
歴や工事成績
の保存・活用

工事施工経験

工事成績

※個別工事に際しての技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

※技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

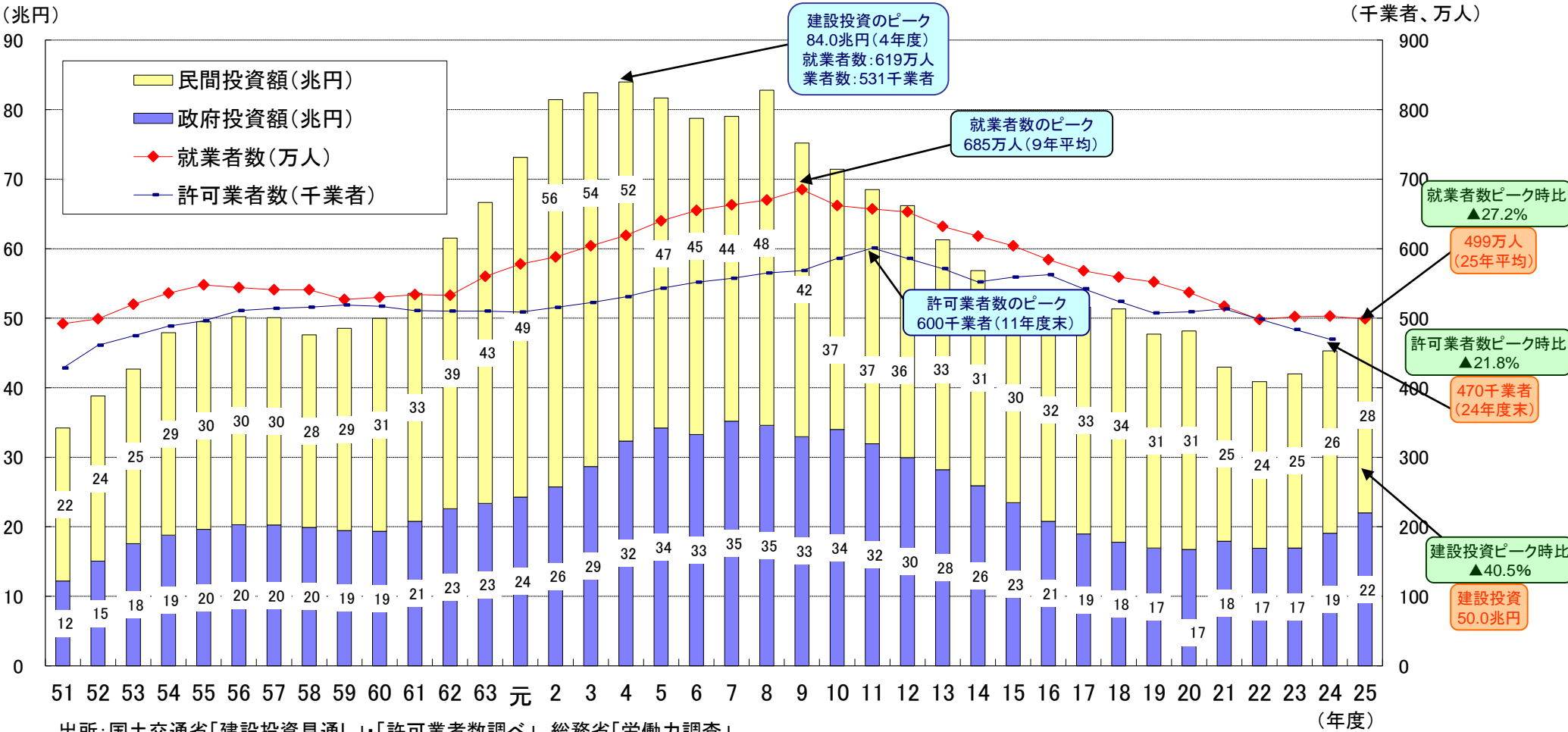
技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

2. 建設生産システムの現状と品確法の改正

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

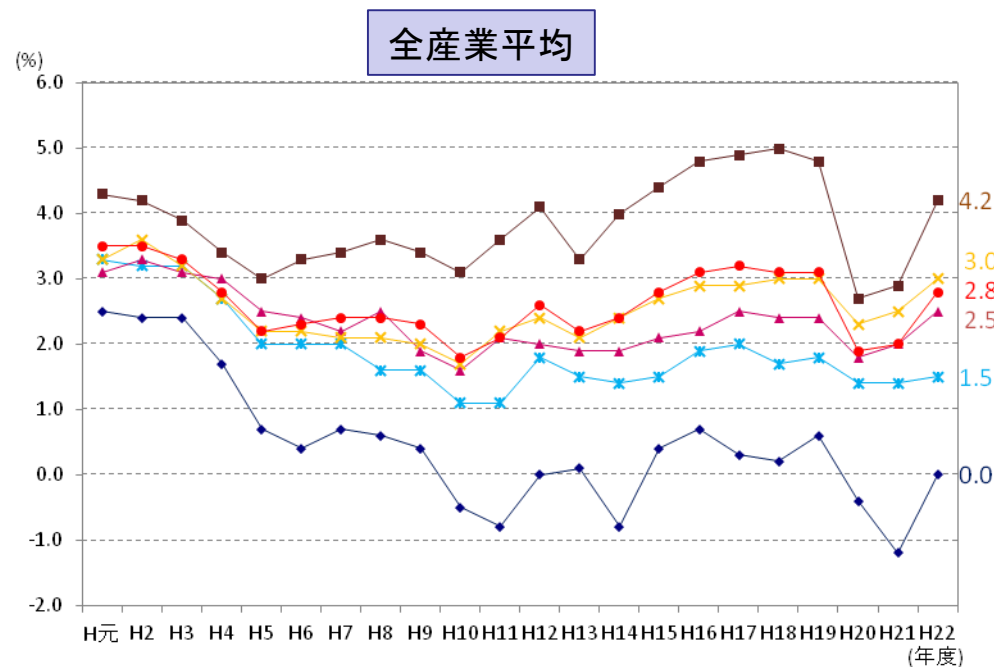
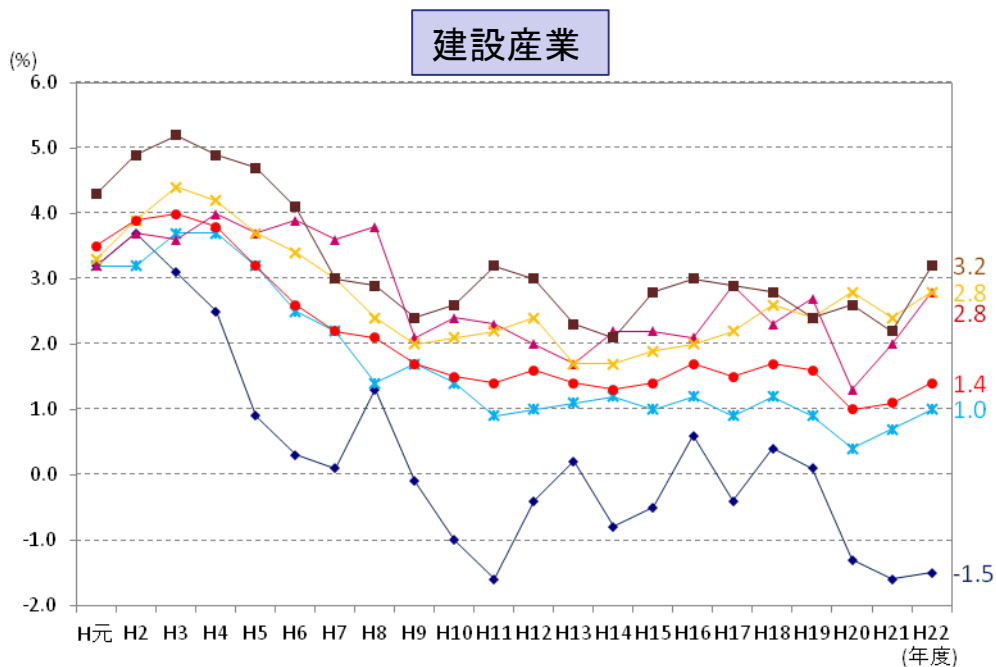
- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、25年度は約50兆円となる見通し（ピーク時から約40%減）。
- 建設業者数（24年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（25年平均）は499万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



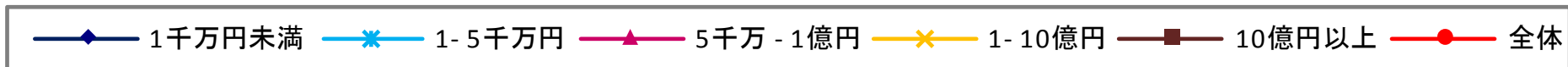
出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成22年度まで実績、23年度・24年度は見込み、25年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
 注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 企業規模(資本金)の小さい建設企業ほど利益率が低迷。
- 建設産業の利益率は、大手・中堅も含め、ほぼ全ての資本金階層において、他産業の水準以下(平成22年度)



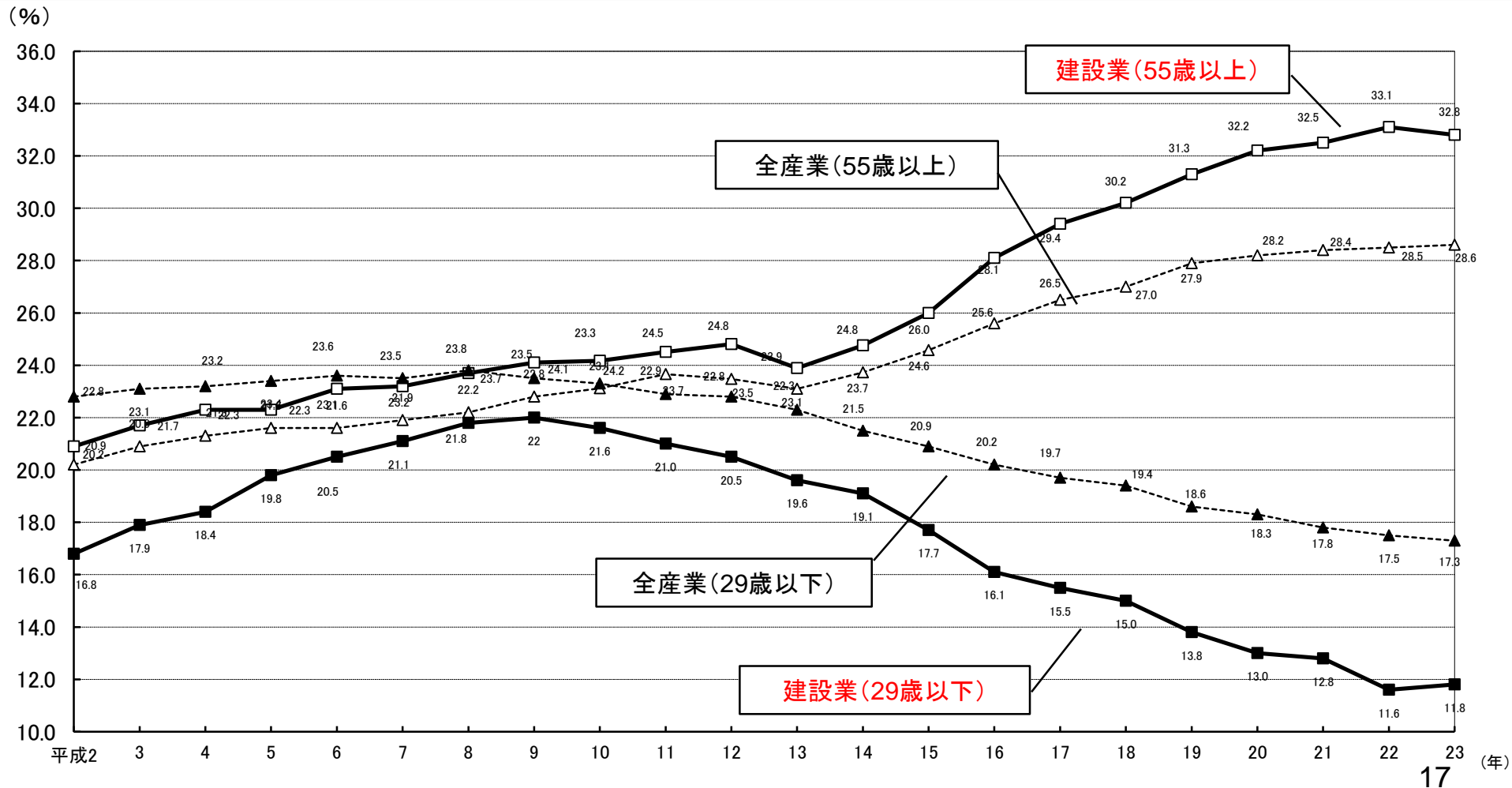
(資本金規模)



建設産業システムを考える

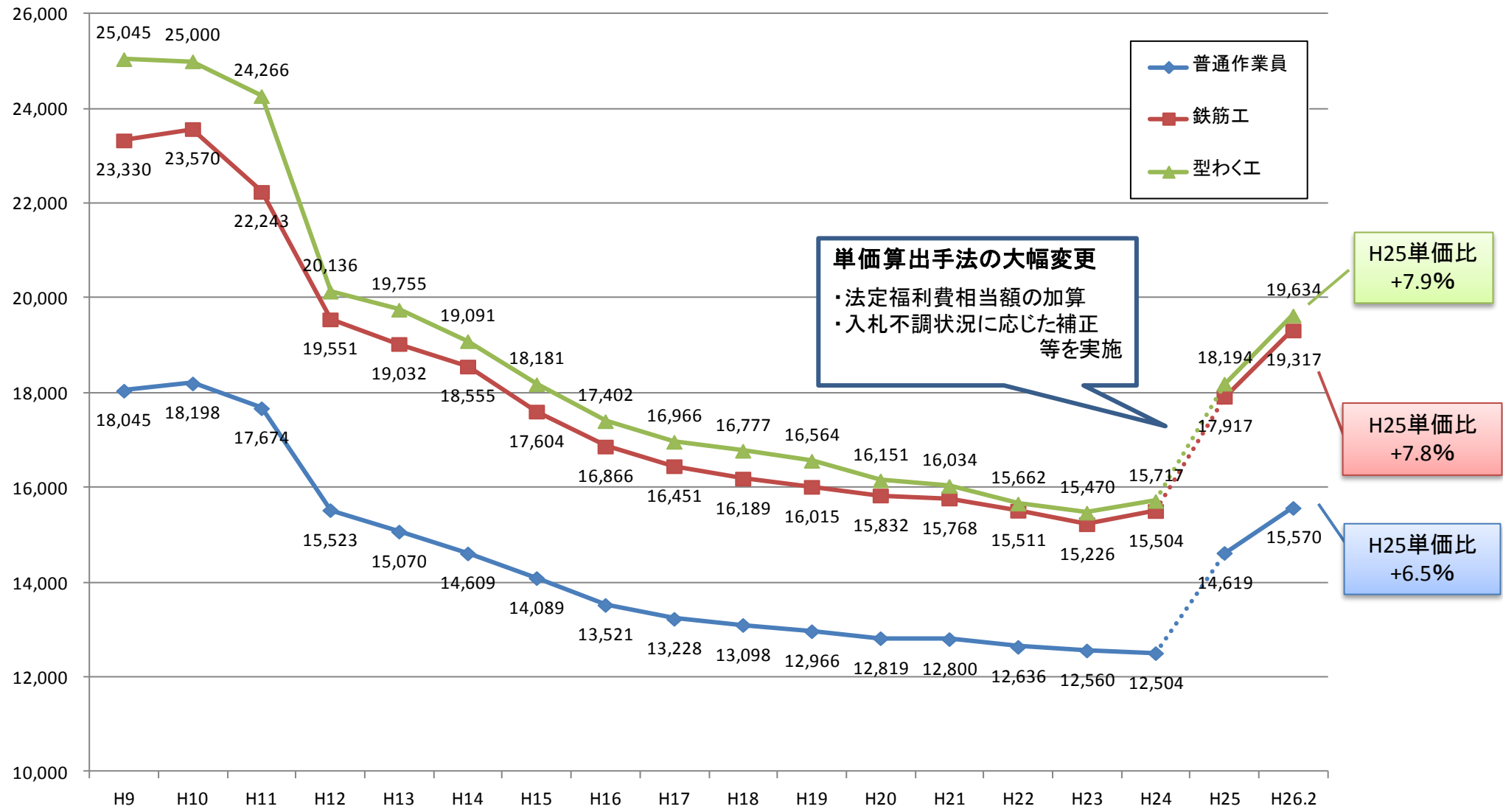
建設就業者の年齢構成推移

- 建設業就業者は、3人に1人(33%)が55歳以上、8人に1人(12%)が29歳以下であり、高齢化が進行。



公共工事設計労務単価の推移

(円)



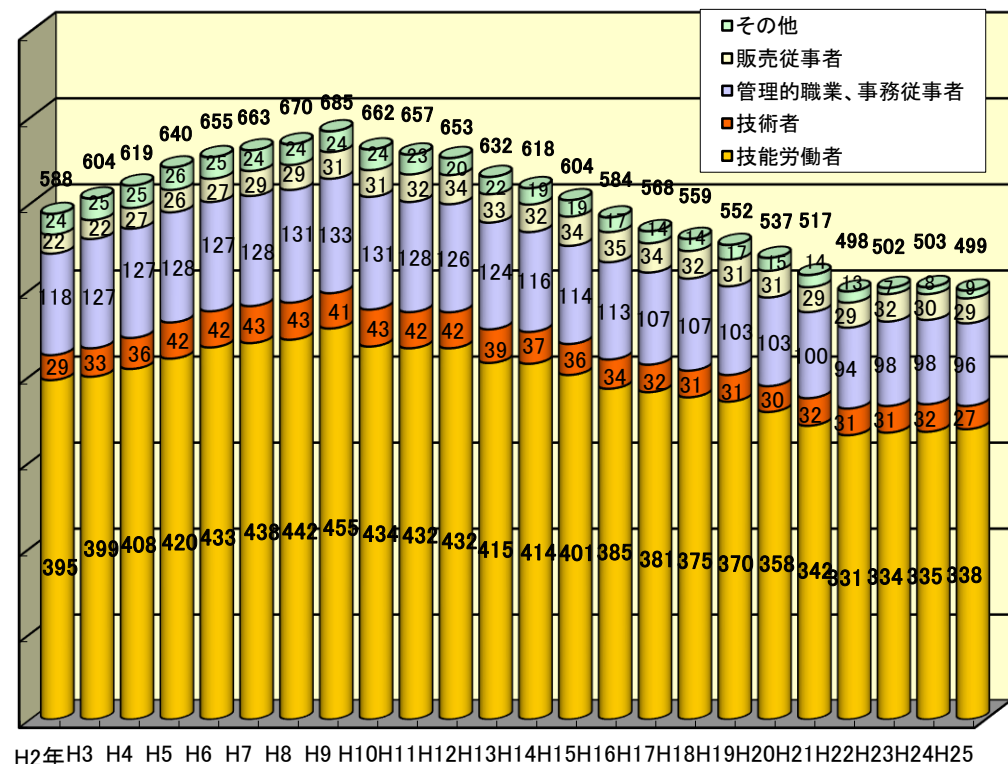
出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」

建設業就業者の現状

技能労働者等の減少

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 499万人(H25) ▲ 186万人(▲27%)
- 技術者： 41万人(H9) → 27万人(H25) ▲ 16万人(▲34%)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 338万人(H25) ▲ 117万人(▲26%)

(万人)



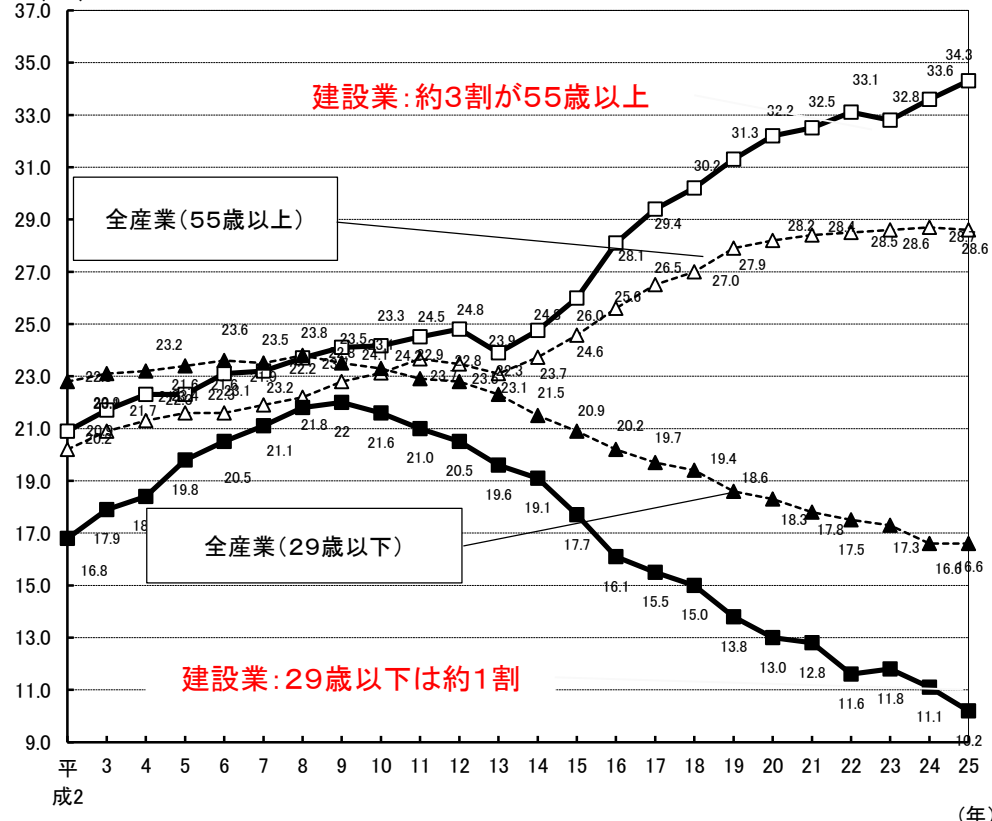
出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約10%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成24年と比較して55歳以上が約11万人増加、29歳以下が約5万人減少(平成25年)

(%)



出所：総務省「労働力調査」

建設生産システムの効率化に向けて

入札契約
段階

施工段階

精算段階

適正価格での契約の推進

- ①十分な競争環境の確保
- ②総合評価方式による適正な技術評価の実施
 - ・地域貢献度や地域精通度の評価(地元優良企業の評価)
- ③ダンピング対策
 - ・低入札調査基準価格の見直し(H23.3.29)
 - ・施工体制確認型の実施
- ④不調・不落対策
 - ・実態に合わせた様々な積算方式の導入(大都市補正等)
 - ・施工パッケージ型積算方式の導入

総合評価方式の改善策

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

早期発注の推進

- ①提出資料の簡素化等による手続期間の短縮
- ②概算数量発注や詳細設計付工事発注

施工効率の向上

- ①発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」
- ②施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」
- ③ASP(受発注者間の情報共有システム)
- ④工事関係書類の削減
 - ・工事完成図書及び提出書類の明確化、紙と電子の二重納品の排除
 - ・情報共有システムの活用

品質確保・キャッシュフローの改善

- ①施工プロセスを通じた検査
 - ・完成検査と既済部分検査の効率化と中間技術検査の省略
- ②出来高部分払い方式

情報化施工技術の推進

- ①施工管理、施工において活用できる技術の早期実用化、一般化

新たな建設生産システム導入の取り組み

- ①CIM(設計～施工～維持管理までのデータ連携等)の検討
- ②新たな工事の品質管理体制の検討

変更・完成手続きの徹底

- ①検査の円滑化
 - ・施工プロセスを通じた検査の導入による完成検査・既済部分検査の効率化
 - ・工事書類の改善、情報共有システムの活用
- ②工事成績評定
- ③契約変更の円滑化
 - ・設計変更ガイドライン
 - ・受発注者間での「設計変更審査会」の開催
 - ・間接工事費実績変更方式の試行

追加費用の適正な支払い

- ①総価契約単価合意方式の実施

生産性向上に向けた様々な課題

競争環境の激化



• 長期的利益

1工事ごとの利益

★ 制度の変化によって新たに発生した問題ではない。→ 「潜在的な問題点の顕在化」との捉え方

★ 不調・不落工事の頻発の一方での低入札傾向 → 「予定価格だけの問題ではない」との捉え方

【受注者からの意見】

1. 契約前の課題

予定価格

実態を反映しない積算

設計の品質

再設計が必要(費用・期間)

工期設定

無理な設定

技術者配置

専任制により、手配不能

2. 契約後の課題

調整・協議リスク

他機関協議、他工事調整

地元対応リスク

地元住民からの要望対応

時間リスク

工期遅延

その他

監督職員の対応

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

= 議員立法

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

= 政府提出法案

<建設業法等の一部を改正する法律案>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（=公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

<背景>

- ダumping受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダumping受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進 等
- 効果 →
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダumping受注の防止 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

●建設業法等の一部を改正する法律案

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
 - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
 - 談合の防止
 - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- 建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】
 - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- 建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
 - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- 施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大【入契法】(下請金額による下限を撤廃)
 - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- 建設業許可に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】
 - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

※その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(発注者の責務)

第七条 発注者は基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正)(抄)

- 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
- 五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
- 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請け契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正)(抄)

【多様な入札及び契約の方法】

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

第十四条、第十五条 〔略〕

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることの内容に配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

第十七条 〔略〕

公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正)(抄)

【多様な入札及び契約の方法】

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2、3 [略]

第十九条 [略]

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業者が競争に参加することができることとする方式

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

0. 本指針の位置づけについて

改正品確法に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通のルールとして、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめる。

例えば、ダンピング対策、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手確保・育成等の重要課題に対して、各発注者による発注関係事務の適切な運用に資することを目的とする。

I. 発注関係事務の適切な実施について

1 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、

(1) 調査・設計 (2) 工事発注準備 (3) 入札契約 (4) 工事施工 (5) 完成後の発注関係事務の各段階で、以下の事項を考慮する。

(1) 調査・設計段階

> (2) 工事発注準備段階

> (3) 入札契約段階

①事業目標の設定、事業全体の
工程計画の作成

④工事の性格等に応じた工事の
入札契約方式の選択

⑦担い手の確保・育成に必要な適
正利潤の確保のための適正な予
定価格の設定

⑩競争参加資格の設定、予定価格
の事後公表等による適切な競争
環境の確保

②調査・設計の性格等に応じた
入札契約方式の選択

⑤予算、工程計画等を考慮した
工事発注計画の作成

⑧工事の性格等に基づいた適切な
技術提案審査項目の設定

⑪企業の施工能力の適切な評価、
適正価格での契約

③技術者能力の資格による評価等
による調査・設計の品質確保

⑥現場条件等を踏まえた、適切な
設計書、図面、仕様書の作成

⑨計画的な発注や適正な工期の設
定及び工事施工時期の平準化

⑫不調・不落時の見積徴収方式の
活用等、円滑な施工確保対策

⑬公正性・透明性の確保、不正行
為の排除

(4) 工事施工段階

> (5) 完成後

⑭施工実態、単価の変動等を踏
まえた適切な契約変更の実施

⑱適切な完成検査・工事成績評価

⑮施工体制台帳の確認等、工事
中の施工状況の確認

⑲完成後一定期間を経過した後も含め、
完成時の施工状況の確認・評価

⑯施工現場における労働環境の
改善

2 発注体制の強化等

(1) 発注体制の整備等

(2) 発注者間の連携強化

⑰受注者との情報共有や協議の
迅速化等、円滑な執行の確保

⑳発注者自らの体制の整備

㉑工事成績データの共有化・相互活用等

㉒外部からの支援体制の活用

II. 工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

1 入札契約方式の概要

(1) 契約方式
(契約対象範囲の設定の方法)

設計・施工分離発注
設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)
詳細設計付工事発注
設計・施工一括発注
維持管理付工事発注
包括発注・複数年契約・共同受注方式
CM方式
事業促進PPP

など

(2) 落札者の選定の方法

価格競争方式
総合評価落札方式
技術提案交渉方式
段階的選抜方式
災害時の緊急随意契約

など

(3) 支払方法
(支払い額の設定の方法)

総価請負契約
総価契約単価合意方式
単価・数量精算契約
コスト+フィー契約・ オープンブック方式

など

2 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 工事の技術難易度に応じた方式の選択

(2) 工事完成の緊急度に応じた方式の選択

(3) 工事価格の確定度に応じた方式の選択

(4) 維持管理の状況に応じた方式の選択

など

3 政策目的に応じた多様な入札契約方式の活用の例

(1) 地域インフラを支える企業を確保する方式

(2) 若手技術者の配置を促す方式

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

(4) 発注者を支援する方式

など

3. 関東地方整備局における平成26年度の入札 ・契約方針

3-1 平成25年度の実施状況

3-2 平成26年度の実施方針

① 入札・契約方式別実施状況

(H26. 1月末現在)

- 1) 平成18年度：一般競争入札は、2億円以上の工事及びすべての鋼橋上部・PC
 2) 平成19年度：一般競争入札は、1億円以上の工事及びすべての鋼橋上部・PC・水門設備工事
 3) 平成20～24年度：一般競争入札は、6千万円以上の工事及び全ての鋼橋上部・PC・水門設備工事
 (6千万未満の工事についても積極的に一般競争入札を試行)
 (港湾空港関係は5千万以上)
 4) 平成25年度：一般競争の割合は、97.8%とほぼ全件で実施
 5) 揚排水ポンプ設備工事における「参加者の有無を確認する公募手続」の試行(22件)により、随意契約が上昇[※]

	H 2 3			H 2 4			H 2 5 (1月末現在)		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	1,505	97.3%	332,445	1,394	99.5%	300,487	1,354	97.8%	299,565
工事希望型	1	0.1%	142	1	0.1%	165	1	0.1%	162
指名競争	0	0.0%	0	0	0.0%	0	2	0.1%	19
随意契約	40	2.6%	1,877	6	0.4%	177	29 [※]	2.0%	4,364
合計	1,546	100.0%	334,464	1,401	100.0%	334,464	1,386	100.0%	304,110

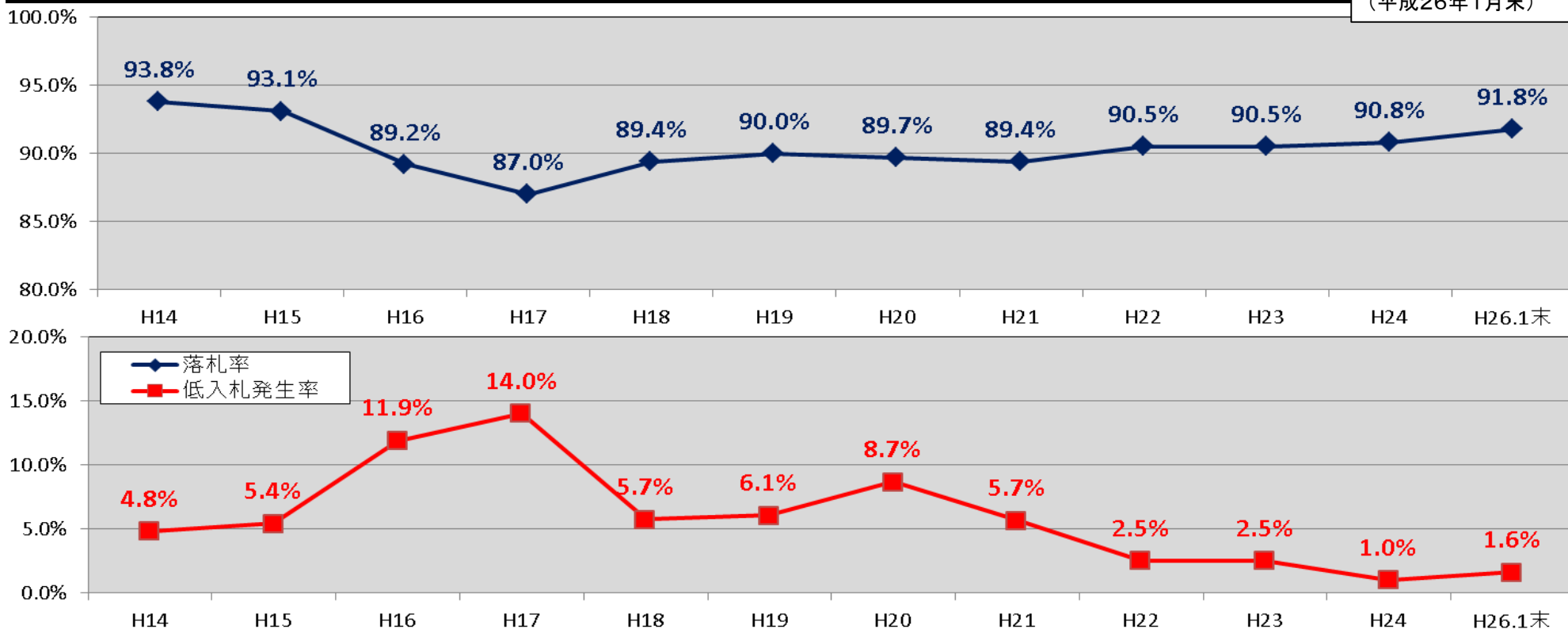
※250万円以上の工事

※随意契約の内「参加者の有無を確認する公募手続」の試行(22件)

② 落札率、低入札発生状況

(H26. 1月末現在)

- 1) 落札率は平成19年度以降、90.0%程度で推移し、平成25年度は調査基準価格の見直しにより91%台となり上昇傾向
 2) 低入札発生率は1.6%と昨年度より上昇



(平成26年1月末)

参考：調査基準価格の算定方法見直し

旧算定方法

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費の20%

新算定方法(H20→H21)

- ①直接工事費の95%→95%
- ②共通仮設費の90%→90%
- ③現場管理費の60%→70%
- ④一般管理費の30%→30%

新算定方法(H23)

- ①直接工事費の95%→95%
- ②共通仮設費の90%→90%
- ③現場管理費の70%→80%
- ④一般管理費の30%→30%

新算定方法(H25.5.16～)

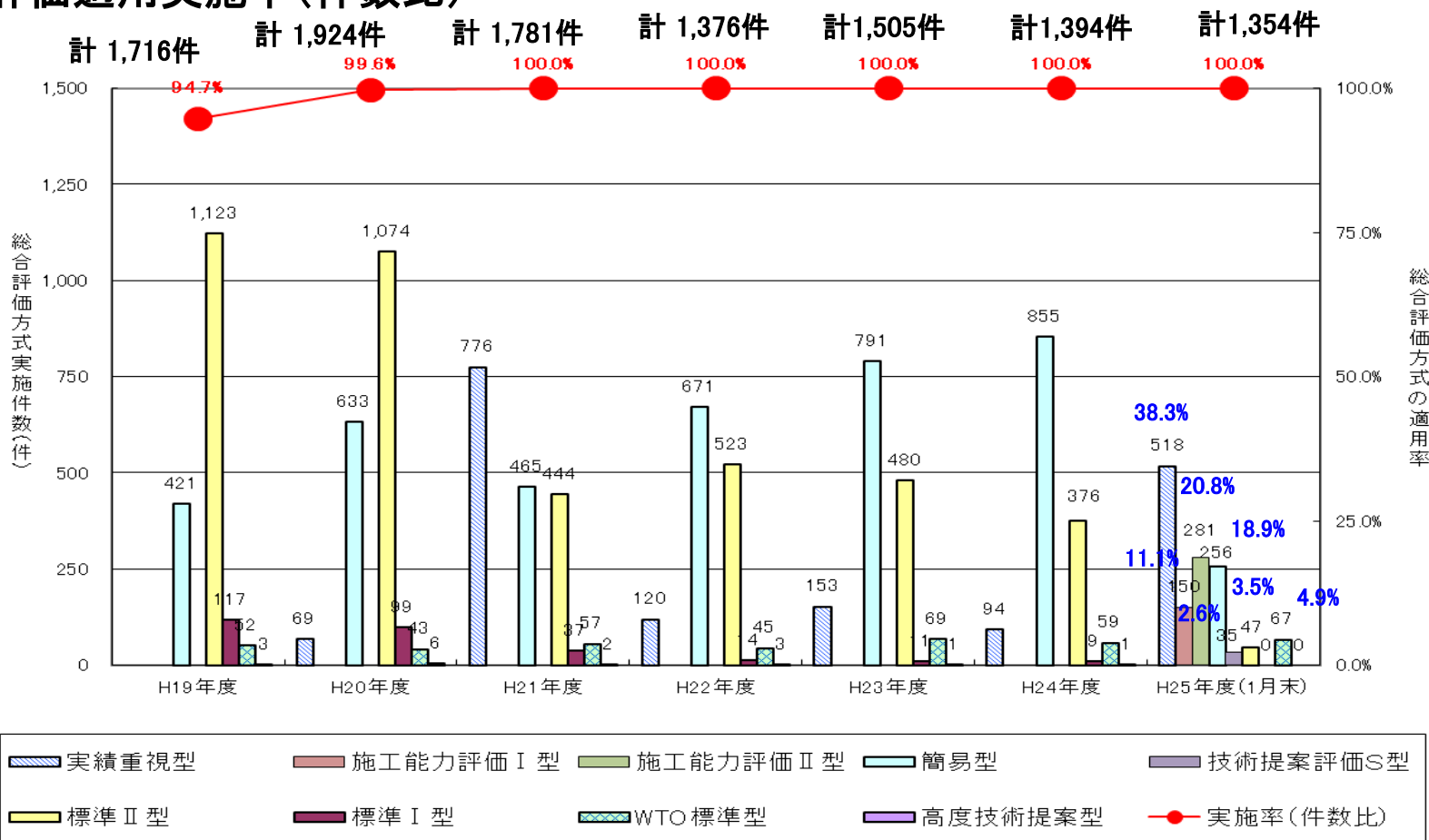
- ①直接工事費の95%→95%
- ②共通仮設費の90%→90%
- ③現場管理費の80%→80%
- ④一般管理費の30%→55%

③ 総合評価落札方式の実施状況(普及・拡大の状況)

(H26. 1月末現在)

- 1) 総合評価実施率はH20年度からほぼ100%実施
- 2) H24年度: 簡易型で68%→H25年度: 89% 大幅に増加(実績重視型、施工能力評価型含む)
- 3) H24年度: 標準Ⅱ型で27%→H25年度: 6.1% 大幅に減少(技術提案評価S型含む)
→簡易型(施工能力評価型含む)と標準Ⅱ型(技術提案評価S型含む)で全体の約95%

■ 総合評価適用実施率(件数比)



※ 対象は、平成19年4月～平成26年1月までに総合評価方式を適用した工事のうち、契約を完了したもの
 ※ 随意契約を除く ※ 指名競争を除く

総合評価落札方式（総合評価(二極化)の適用)

H25・7月未まで

	簡易型	標準型	高度技術提案型				
企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めめる場合	高度技術提案型適用対象工事で、標準型を適用している工事			高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合		
確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案				高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
点数化して評価							
必要に応じ実施							
設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成							技術提案に基づき予定価格を作成
	II型	I型	III型	II型	I型		

◀ 施工能力を評価する

◀ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する ▶

H25・8月以降

	施工能力評価型		技術提案評価型			
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について提案を求めめる工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
施工計画	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化				
実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須			
実施しない	ヒアリング実施時に必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2			
標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成			
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

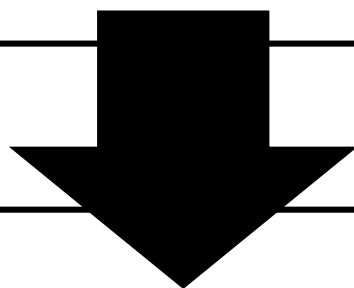
※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事では試行的に実施する

※2) 段階選抜は引き続き試行で実施し、将来的に必須とする

H26年度入札・契約及び総合評価落札方式の改善の取組みについて

平成25年度の改善

1. 平成25年度は、平成24年度の改善方針を継続実施していくこととするが、社会情勢、建設産業の動向等に対応できるよう、これまでの試行工事等を含めた実施内容の分析を行い、必要な部分について見直し等を図るものとする。
2. 総合評価(二極化)の本格実施。
3. H24年10月の「当面の再発防止対策について」に基づき新たな「入札契約・手続き」の試行を実施。



平成26年度の改善方針

1. 平成26年度は、**平成25年度の改善方針を継続実施**する。
実施に当たっては、「**基本方針における国土・社会資本・建設産業のメンテナンス**」を念頭に置き、**社会情勢、建設産業の動向等に対応**できるよう、これまでの試行工事等を含めた実施内容の分析を行い、必要な部分について見直し等を図るものとする。
2. なお、「**高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について**」は**施工能力評価型(一般土木)を対象に本格実施**する。

入札・契約手続きの方針 ～平成26年度の改善方針～

【基本方針】

我が国の経済成長及び国民生活の向上に寄与し、想定される首都直下地震等大規模自然災害に備えた防災・減災対策、施設機能維持等インフラ整備の調達を計画的かつ効率的に執行するための基本方針を定め、建設産業の持続的発展を目指すものとする。

【Ⅰ】

国土のメンテナンス

大規模自然災害に備える対策

- ①次世代につなぐインフラの整備
- ②大規模災害に対する備え

【Ⅱ】

社会資本の メンテナンス

既存の社会資本における
機能保全

- ①増加するインフラメンテナンス

【Ⅲ】

建設産業の メンテナンス

建設産業の持続的発展

- ①国土を支える企業・技術者の適切な評価
- ②地域企業や特定技能を有する企業等を適切に評価する試行
- ③将来の担い手を育成するための施策
- ③地域インフラメンテナンスにおける担い手確保

【発注者の説明責任の遂行】

透明性・客観性の確保

【契約手続きの簡素化・合理化】

効率的な事務手続き

H26年度入札・契約及び総合評価落札方式の改善の取組みについて

1. 透明性・客観性の確保

- ① H26年度入札・契約の運用方針《見直し》※WTO対象額変更に伴う見直し
- ② 高知県内の談合事案を踏まえた手続きの見直し《継続》
- ③ 技術提案書の評価の詳細な通知の試行（採否の通知）《継続》
- ④ IT等を活用した工事説明会の試行、工事関連情報提供の試行《継続》

2. 効率的な事務手続き

- ① 総合評価落札方式の実施方針《見直し》
- ② 多様な入札契約の試行（一括審査方式）《継続》
- ③ 実施方針の適用時期（発注者の入札契約手続き等の省力化）《継続》

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- ① 地域要件の設定について《見直し》※WTO対象額変更に伴う見直し
- ② 企業の経営基盤や技術力に配慮した受注機会の設定《継続》
→ 難易度の比較的低い工事の実績要件において、工事量等の数値条件を付さない試行継続
- ③ ダumping受注対策《見直し》※WTO対象額変更に伴う見直し
- ④ 不調、不落対策《見直し》
- ⑤ より適切な技術評価の実施《見直し》
- ⑥ 評価配点の変更《見直し》
- ⑦ 情報化施工技術の評価対象《継続》
- ⑧ 評価型式の試行《継続》
- ⑨ 評価型式の新たな試行《見直し・新規》

4. 維持管理面を重視した工事の品質確保

- ① 維持修繕工事における取組《見直し》
- ② 工事完成後における効果確認《継続》

1-② 高知県内の談合事案を踏まえた「入札契約手続きの見直し」の実施

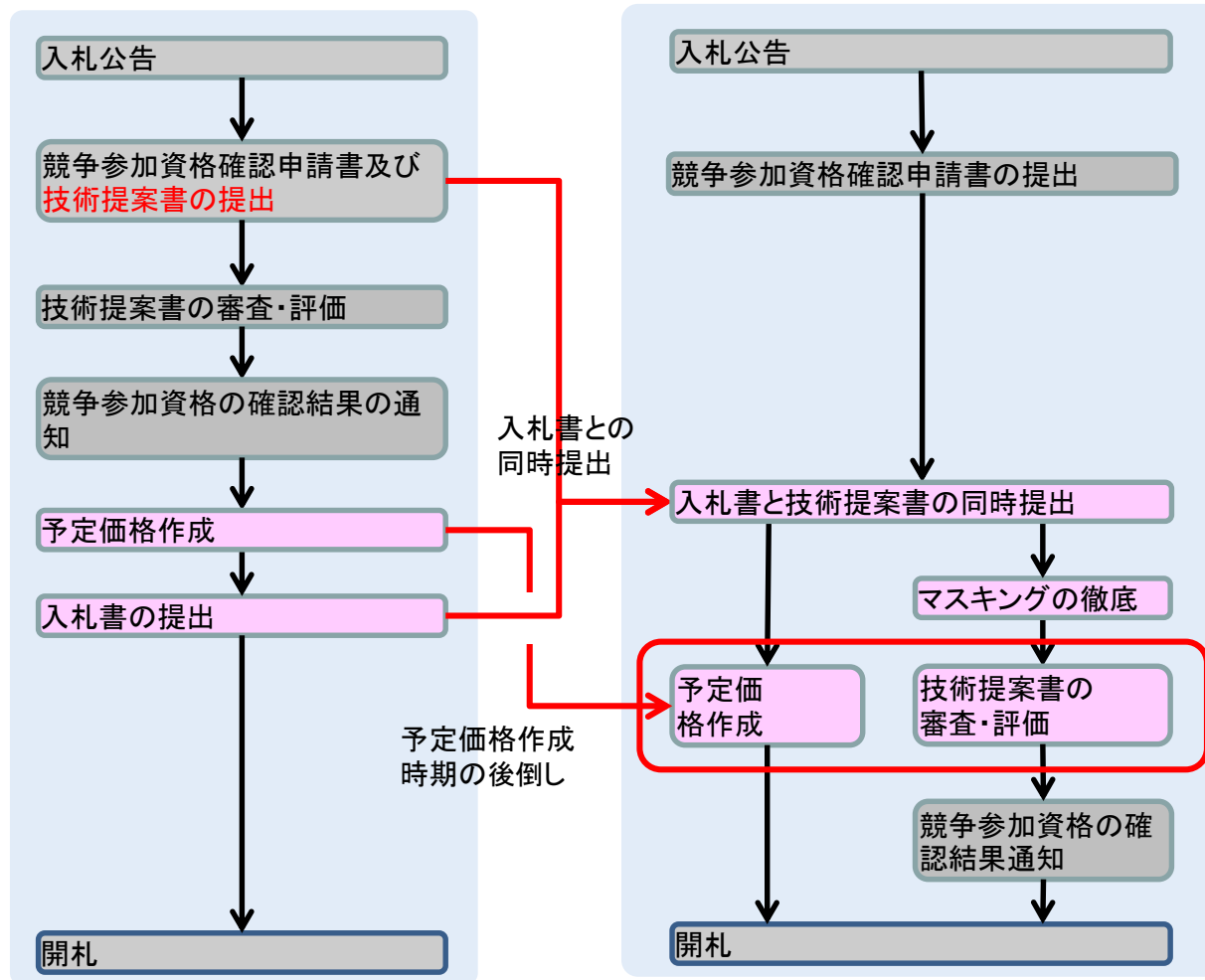
《継続》

1. 発注者網記保持の徹底
2. 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを実施。
【適用時期】平成26年4月1日以降実施予定(事業者に対し実施内容の十分な周知を図った上で実施)
【対象工事】施工能力評価型における一般土木(予定価格6千万円以上3億円未満)を対象に実施
3. 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

(現状の手続きの例)

(変更の手続き)

※昨年度の試行手続きと同様



2-① 総合評価落札方式の実施方針（総合評価(二極化)の適用)

《継続》

平成24年2月28日に本省で開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、総合評価落札方式改善の方針が下記のように示された

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式の形式は、施工能力を評価する「施工能力評価型」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」の二区分とした



平成26年度は昨年度に引き続き、
「施工能力評価型」、「技術提案評価型」で実施する。

2-② 多様な入札契約の試行

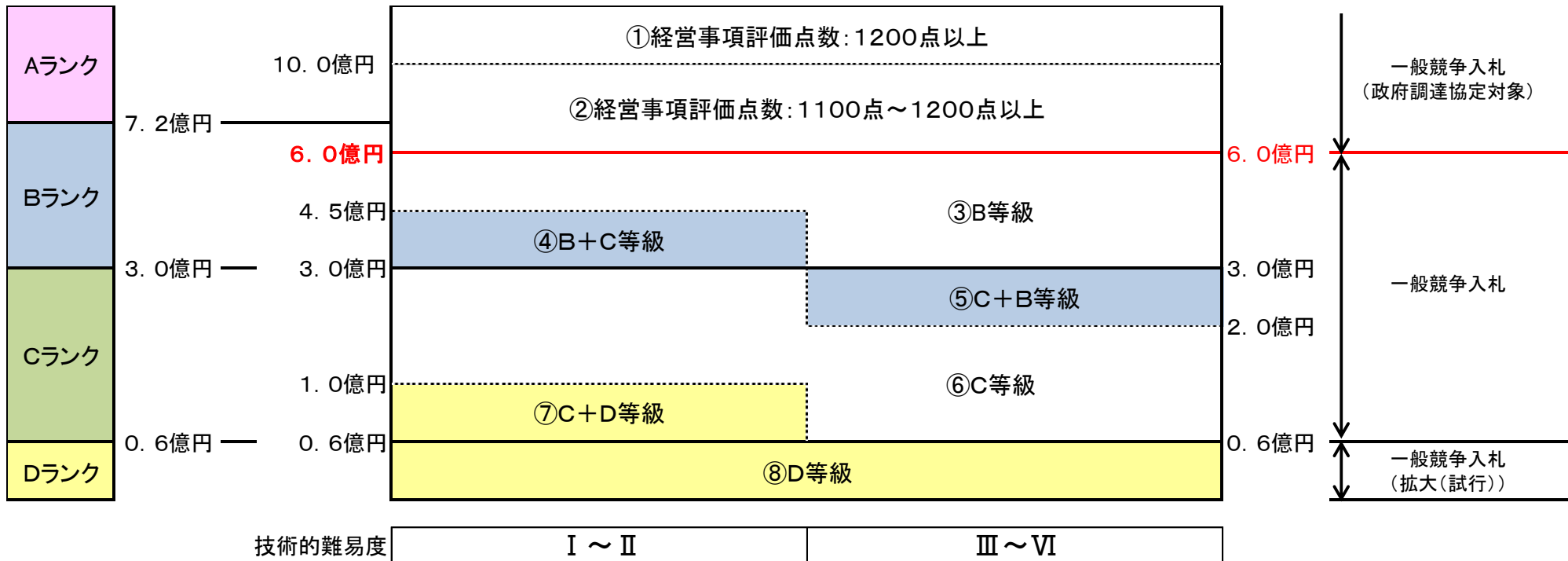
《継続》

試行内容	試行の概要	H26年度 実施方針
段階選抜方式の試行 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に係る負担の軽減を図る観点から、総合評価方式における段階選抜を試行 ・対象は技術提案を求める案件(標準型)で、提案者が比較的多い案件 ・規模の大きい工事や工事難易度の高い工事等では技術者ヒアリングを実施 	継続
一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料(技術提案及び施工計画)の内容を同一のものとし、1抜け方式を採用する試行 	継続
第3者の立場から設計変更を検証する試行 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者技術者の役割の一部をインハウス・エンジニアが模擬的に行うことにより、受・発注者間でやりとりされる設計変更に関する協議・承諾等の内容について課題や問題点を確認し、受・発注者間のコミュニケーションの適正化について検討。 ※FIDICの土木工事標準契約約款等を参考にした発注、契約の試行 	継続
維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行 ・契約期間は2～3年 	継続
技術提案書の採否の詳細な通知 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の透明性の確保を目的に試行 ・試行対象は本局契約の全工事(施工能力評価型除く) 	継続
ITを活用した「技術提案書作成説明会」の実施 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の技術提案書作成方法への理解を深め、資料作成に関する透明性を確保するため実施。 ・H22:テレビ会議システムを活用 ・H23:インターネットを活用 	継続
設計成果電子データの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者側の技術提案書作成の情報収集に係る負担軽減等を目的に実施 ・ホームページからのダウンロード方式、または、CD-ROMを貸与する方式で試行 ・従来の来所等による閲覧も並行して実施 	継続

3-① 地域要件の設定について

《見直し》

<一般土木の場合>



<地域要件 (本店等の所在地)>

- ①, ② : W T O対象のため地域要件は付さない
- ③ : 関東管内に本店・支店・営業所
- ④ : B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店
- ⑤ : C業者については施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店・支店・営業所
- ⑥ : 施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店・支店・営業所
- ⑦ : C業者、D業者ともに施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店
- ⑧ : 施工都県内 (又は施工箇所等から〇〇km以内) に本店

※競争性が十分に確保 (対象業者数が概ね20者以上) されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級 : 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・本店縛り : 本店・支店・営業所を対象とすることも可能

3-④ 不調、不落対策

積算に関する試行による不調・不落対策の実施を徹底していく。

不調不落対策内容	実施状況
<p>「見積活用方式」 【試行】 ※「見積もりを活用する積算」方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	<p>＜見直し＞ 平成19年度～</p>
<p>「間接工事費実績変更」方式 【試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について妥当性を確認し変更契約する。 	<p>＜継続＞ 平成20年度～</p>
<p>「大都市補正」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口、D I D人工密度、諸経費調査結果から、政令市の一部とこれと隣接する都市の一部について、現行補正と同様の補正を行う。 	<p>＜継続＞ 平成21年度～</p>
<p>「日当たり作業量の補正の試行」 【試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	<p>＜継続＞ 平成22年度～</p>
<p>「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行」 【試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。 ・H24補正予算における工事の積算方法の運用として、「施工箇所」の範囲を直径5km程度以内から、直径1km程度以内の範囲へと要件を緩和。 	<p>＜見直し＞ 平成26年4月以降発注する工事を対象 (平成22年度～)</p>
<p>「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」 【試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、外地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行えるものとする。 	<p>＜継続＞ 当面、受注者から変更協議があった場合に対応 平成25年度～</p>
<p>「地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更」 【試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更を行えるものとする。 	<p>＜継続＞ 当面、受注者から変更協議があった場合に対応 平成25年度～</p>
<p>「工期を考慮した積算」 《建築関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定することができる。 ・発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	<p>＜継続＞ 平成23年度～</p>

3-④ 不調、不落対策の改善 <見積りを活用する積算>

《見直し》

概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に**乖離が考えられる工事**

対象工種：**直接工事費**及び**共通仮設費の積み上げ部分**

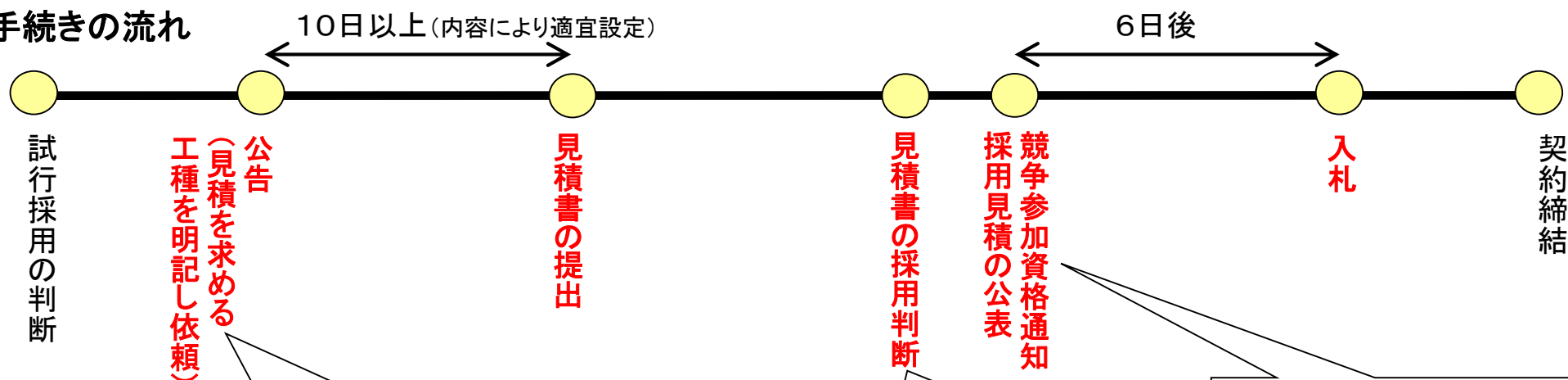
【改善】

- ①見積書の妥当性を確認
- ②採用見積もり歩掛の扱い

旧
ヒアリングの実施 →
未公表 →

新
ヒアリングの廃止
競争参加資格通知時に競争参加者宛通知

◆手続きの流れ



<見積もりの提出依頼>

- ①標準積算と実勢価格に**乖離が考えられる工種**
- ②標準構成を提示し、**歩掛記載内容を統一して見積もり依頼。**

<見積書採用の判断>

- ・見積書の歩掛記載内容を統一することで、徴収した見積書と比較。
- ・**見積書の平均的な歩掛を採用。**

<見積採用の公表>

- ・競争参加資格通知時に**採用見積もり歩掛を競争参加者宛通知。**
- ・標準積算採用の場合もその旨通知。

3-④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算の要件緩和

《見直し》

1. 現在の算定方法

直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

2. 平成26年4月からの算定方法

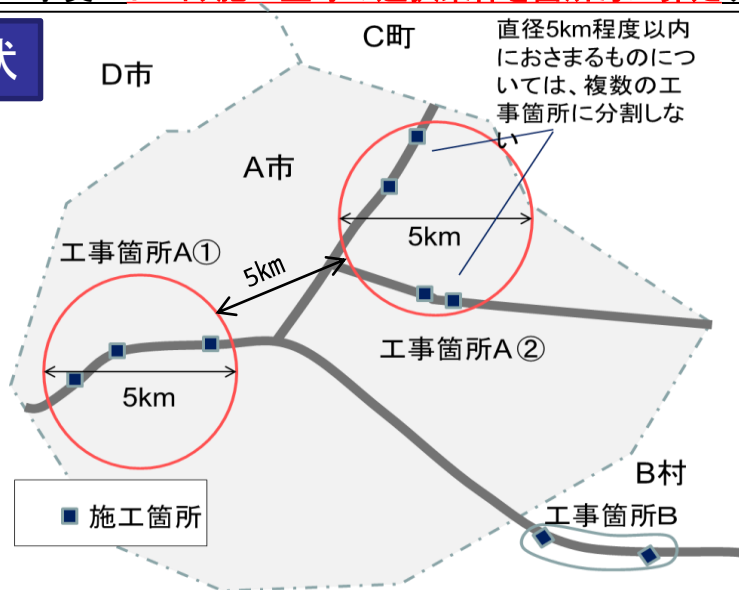
直径1km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

1) 変更契約において、**新規箇所追加(工事原価まで官積算100%)を認める。**

(新規箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)

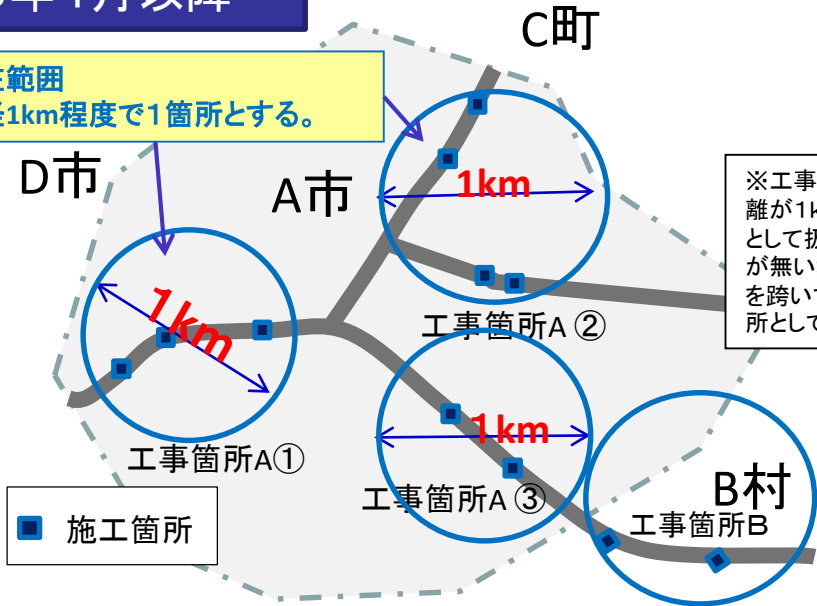
2) 直接工事費の**日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定**することとする。

現状

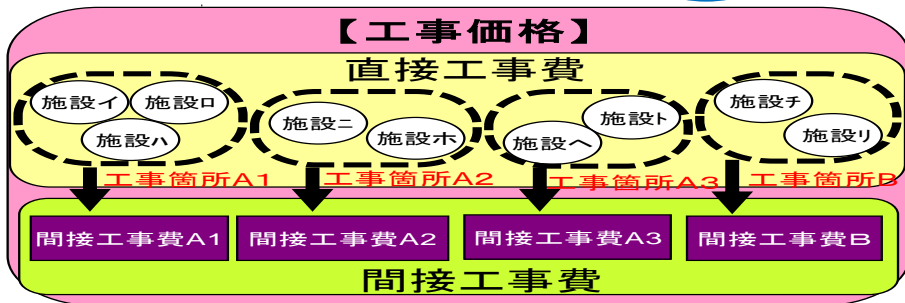
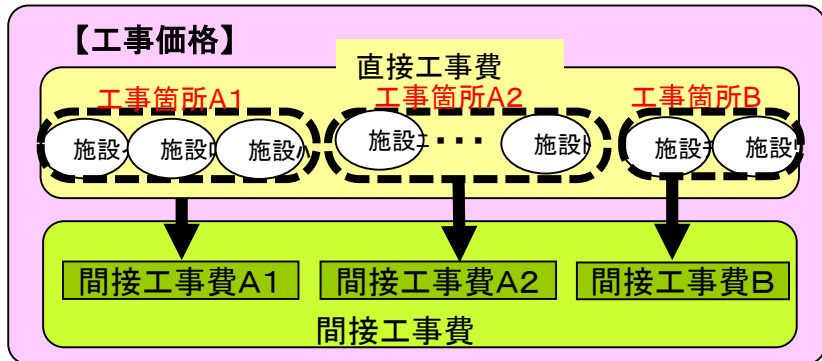


H26年4月以降

点在範囲
直径1km程度で1箇所とする。



※工事箇所A③とBの距離が1km未満で、一体として扱った場合に支障が無い場合は、市町村を跨いで、1つの工事箇所として扱うことも可



3-⑤ より適切な技術評価の実施（難工事指定・難工事施工実績の評価）

《見直し》

【概要】

1. **社会条件やマネジメント特性の厳しい工事**について、「**難工事**」指定を実施
2. 本試行は、「**難工事**」指定された工事を適切に完成させた場合、**その後の発注工事**における総合評価において、「**難工事施工実績**」として**加点評価**することにより、社会的条件やマネジメント特性の厳しい工事への**受注意欲**を喚起し、多数の競争参加を促すことが目的

【難工事指定の適用条件】

1. 基本原則

WTO対象工事以外であること。

2. 追加条件 ※下記のいずれかに適用

- 1) 「工事技術的難易度評価表」の「大項目」のうち、「**社会条件**」または「**マネジメント特性**」の「**小項目**」に一つでも「**A**」評価がつく工事。
- 2) 上記①に拘わらず施工する**現場条件が狭隘、搬入路確保が困難、地盤が悪い、関係行政機関・公益事業者・近隣住民等との密接な調整が必要、現場が点在する、等の工事。**

【評価内容】

「**難工事施工実績**」を総合評価で**加点評価する工事**は、河川、道路等で「**難工事**」指定された工種に拘わらず**全工種を対象**とする。(WTO対象以外)

→審査基準日の月より**過去1年間**に「**難工事**」指定を行った工事で工事成績評価が70点以上の工事を評価

【評価方法】

1) 「企業の技術力(自由設定項目)」

- ・「**難工事施工実績**」において、**評価点1点を付与**(「**難工事施工実績**」が複数あっても、加算点の累計は無し)
- ・「**難工事功労表彰**」において、**評価点1点を付与**(過去1年間に**難工事功労表彰**の受賞があった場合)

2) 「配置予定技術者の技術力(自由設定項目)」 **※新規追加**

- ・「**難工事施工実績**」において、**評価点1点を付与**(「**難工事施工実績**」が複数あっても、加算点の累計は無し)※
- ・「**難工事功労表彰**」において、**評価点1点を付与**(過去1年間に**難工事功労表彰**の受賞があった場合)※

※主任(監理)技術者が対象

3-⑥ 評価配点の変更(自由設定項目等について)

※1 優良工事等(①、②のいずれか及び③に該当があれば1点加算:最大3点まで(S型は2点))

- ①優良工事局長表彰→3点(S型は2点)
- ②優良工事事務所長表彰→1点 (局長表彰と事務所長表彰はいずれか1つ)(局長表彰を優先)
- ③安全管理優良請負者表彰
当該工種(一般土木、AS舗装)における過去1年間での安全管理優良請負者表彰の有無(関東地整発注)→1点
但し、局長表彰と重複する場合は局長表彰のみを加算評価とする。

※2 自由設定項目(各項目1点→最大5点まで(地域密着型は3~5点まで))

- ①工事成績優秀企業認定
→一般土木、AS、鋼橋上部、セメコン舗装、PC、法面、しゅんせつ、グラウト、杭打、維持修繕での過去1年間の認定に適用
- ②優良下請表彰企業の活用
→過去1年間に受賞経験のある下請企業の活用の有無
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
→技術開発の実績と有用な新技術の活用は、重複して加算しない
- ④情報化施工技術の活用(※土工2,000m³もしくは路盤工2,000m²以上の工事については必須項目)
- ⑤ISO認証取得状況
- ⑥難工事施工実績(必須項目とする。)
- ⑦難工事功労表彰(必須項目とする。)
- ⑧登録基幹技能者等の活用
- ⑨災害功労表彰
- ⑩災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無
- ⑪その他自由設定項目

※3 自由設定項目【各項目1点→最大4点まで】

- ①資格
→資格要件以外の資格を評価
→アスファルト舗装工事の場合、舗装施工管理技術者は選択必須項目
- ②過去の同種工事の施工経験
→過去(※過去15年間)の施工経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績(必須項目とする。)
- ⑤難工事功労表彰(必須項目とする。)
- ⑥その他自由設定項目

※主任(監理)技術者が対象
※主任(監理)技術者が対象

3-⑧ 評価型式の試行

評価型式	試行の概要	H26年度 実施方針
地域密着工事型 (H20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着工事型は、地域に根ざし住民に信頼が置かれていることが、円滑な工事、良質な施工につながると考え、地域精通度・地域貢献度を重視し評価点のウェイトを高くする型式である。 ・対象工事：小規模で工事難易度が低く、確実な施工の確保が容易な工事で、かつ地域に密着した工事。 	継続
地元企業活用型 (H21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献度(地元下請け企業活用及び地元資材活用)を重視し評価点のウェイトを高くする型式 ・対象工事：一般土木Aランク、Bランクの工事(WTO工事は除く) 	継続
特定専門工事審査型Aタイプ (技術提案審査型) (H20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定専門工事(法面処理工、杭基礎工又は地盤改良工のいずれかを含む専門工事をいう。)が工事全体に占める重要度の高い工事において試行することとする。 	継続
特定専門工事審査型Bタイプ (基幹技能者評価型) (H22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場従事技術者(元請けの主任又は監理技術者を除く)が登録基幹技能者の認定を有している場合において、現場従事技術者の技術力に評価点を設け、企業の施工能力の評価点ウェイトを高くする総合評価方式を試行する。 ・WTO工事は除く ※企業の技術力(自由設定項目)にて評価対象 	継続

3-⑨ 評価型式の新たな試行

《見直し・新規》

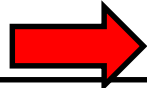
評価型式	試行の概要	H26年度 実施方針
若手技術者活用評価型 (H25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者の育成の観点から、若手技術者の活用を促す試行。 (若手技術者を現場代理人又は担当技術者として配置した場合に加点評価) ・整備局発注工事の受注実績のない企業で、工事成績評定点を蓄積できない企業であっても、他機関の工事实績により技術力のある企業が参加出来る試行。 (都県・政令市の工事成績評定点を評価) 	見直し
技術提案チャレンジ型 (H25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力のある企業が参加出来る試行。 ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、簡易な施工計画「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣をつけ、評価する試行。 (企業の技術力及び配置予定技術者の表彰、成績等は評価対象としない) 	見直し
地域防災担い手確保型 (H26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、地域インフラの担い手を確保する試行。 (企業における防災に関わる取り組み態勢・活動実績について高く評価) 	新規

3-⑨ 若手技術者配置・地域企業の参入【若手技術者活用評価型】

《見直し》

【目的】

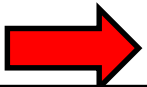
1. 若手技術者の活用を促す入札契約方式(試行を踏まえ一部運用変更)
2. 地域インフラを支える企業を確保するための入札契約方式の検討



より多くの地域企業の競争参加を確保する新たな評価型式の試行を検討

【試行概要】

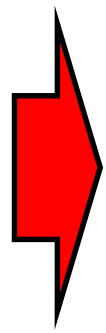
1. 工事実績及び成績 : 都県・政令指定都市の工事実績、成績※も評価対象とする。
※「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」の3工種が対象
2. 若手技術者の活用※ : 主任(監理)技術者以外の35歳以下の若手技術者
※全工種対象 の専任配置及び有資格者※を評価対象とする。
※監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格
3. 優良工事表彰の評価 : 評価対象としない。(企業の参加意欲を高める)



※各事務所で1件程度の試行を検討

従来の企業の技術力評価

評価項目	標準タイプ		地域密着型	
	点	◎	点	◎
施工実績	6点	◎	2点	○
工事成績	6点	◎	4点	◎
優良工事表彰	3点	◎	3点	◎
地域精通度・地域貢献度	-	-	8点	◎
自由設定項目	5点	○	3~5点	○



「試行」企業の技術力評価

評価項目	評価項目区分	標準タイプ		地域密着型	
		点	◎	点	◎
施工実績	より高い同種性を評価(選択)	6点	◎	2点	○
工事成績	都県・政令市の工事成績も評価	6点	◎	4点	◎
若手技術者の活用	①未経験の35歳以下の技術者の専任配置を評価(代理人、担当技術者) ②①における有資格者を評価	4点	◎	4点	◎
地域精通度・地域貢献度	①近隣の施工実績 ②緊急時の施工体制 ③災害協定の有無 ④災害活動実績の有無	-	-	8点	◎
自由設定項目	設定項目より選択	4点	○	2~4点	○

3-⑨ 技術力のある企業の競争参加【技術提案チャレンジ型】

《見直し》

【目的】 技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)できる環境を整備

【試行概要】

- 工事規模 : 施工能力評価型 (3億円以下)
- 評価点 : 20点満点
- 評価項目 : 技術提案(簡易な施工計画) (4段階評価: IV(20)、III(13)、II(7)、I(0)、欠格)
 - ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。
- 評価方法 : **提案項目は3項目**とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項		20	◎

3-⑨ 地域インフラメンテナンスにおける担い手の確保【地域防災担い手確保型】

《新規》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、
地域インフラの担い手確保が必要
→「地域防災担い手確保型」の試行(新規)

企業における防災に関わる取り組み態勢・活動実績について高く評価を行う

(1) 資格要件

同種工事の施工実績 ※競争性が確保(20社以上確保)されること。

(2) 総合評価による評価方法

○工事規模 : 施工能力評価型 (3億円未満)

○評価点 : 30点満点

- ①地域精通度(本店所在地の有無) : 5点満点【災害時の迅速な施工体制〔人員・資機材〕を評価】
- ②基礎的事業継続力の認定の有無 : 5点満点【災害時における企業の事業継続力を評価】
- ③災害協定の有無 : 5点満点【災害時の取り組み姿勢を評価】
- ④災害活動実績の有無 : 15点満点【災害時における活動実績・内容を評価】

○評価内容 : ①地域精通度(本店所在地の有無)

【当該施工都県内※(5)・それ以外(0)】※半径〇〇km圏内の市町村等

②基礎的事業継続力の認定の有無

【認定あり(5)・認定なし(0)】

③災害協定の有無

【発注担当事務所の協定締結(5)・本局及び他機関の協定締結(3)・協定締結なし(0)】

④災害活動実績の有無 ※適用は施工都県内を対象

※対象期間は過去3年間(平成23年4月1日以降)とし、実績数は最大3回まで

【関東地方整備局(本局及び発注担当事務所)災害協定に基づく所管施設の緊急復旧工事の実績(5×3)】

【他機関の災害協定に基づく災害活動実績〔所管施設の緊急復旧工事及び資機材運搬等〕(3×3)】

【それ以外の災害活動実績(3×3)】

【活動実績なし(0)】

4-① 維持修繕工事における取組

取組内容	取組の概要	H26年度 実施方針案
維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行 ・契約期間は2～3年 ・維持工事の複数年契約工事に限り、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 ※主任(監理)技術者専任の緩和(平成24年度～) (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
参加者の有無を確認する 公募手続きによる施工業者の 事前特定の試行 (H25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる ・修繕工事は、年月点検や分解整備の結果、臨機対応が必要な場合があり、現状、修繕工事も全て一般競争入札で行っているが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっている状況 ・参加者の有無を確認する公募手続きにより修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施 	継続
維持管理付き工事発注方式の 試行	<ul style="list-style-type: none"> ・機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待 ・特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保 ・通信設備工事は応募が少ない場合や不調となる場合が多いが応募者増加にも期待 	継続
新設舗装の長寿命化に向けた 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す。(補修や違約金等を求めることが目的ではない) ・新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す 	継続
地域維持型JVの活用を試 行	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討 ・地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用 ※平成24年6月27日 通達による 	新規

4-① 地域維持型契約方式の活用試行

《新規》

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
 (社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
 (除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
 (道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
 (A工区 + B工区)

契約
 (複数年)

(従来の担い手)
 地域の

- 単体企業
- 経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

- 地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事
 (維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能